

最高裁秘書第1194号

令和7年4月17日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の一部不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、下記3のとおり是正すべきと判断しましたので、通知します。

なお、是正後の開示の実施に関する事項は、別途通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

平成31年1月から令和5年12月までの以下の文書

①最高裁の既済事件一覧表（行政の上告事件）

②最高裁の既済事件一覧表（行政の上告受理申立事件）

(2) 苦情の申出がされた日

令和6年5月20日付け（同月21日受付）

2 答申番号

令和6年度（最情）答申第20号

3 判断及びその理由

(1) 答申別紙3の記載部分について、改めて精査を行ったところ、同別紙の1記載の文書のうち、番号225の事件番号については、公表されている事実が確

認できなかった。その他、同別紙に記載された文書の事件番号については、公表されている事実が確認できた。

また、答申別紙2の2記載の文書のうち、番号225の事件番号については、公表されている事実が確認できた。

(2) したがって、原判断において不開示とした事件番号のうち、上記(1)で公表されている事実が確認できた部分について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第1号ただし書イに相当するもの又は法第5条第2号イに相当しないものとして開示する。